

フェアプレー教育に関する一考察

- A study on fair play education -

1K03B213-1

吉野 友晴

指導教員 主査 友添 秀則 先生 副査 小野沢 弘史 先生

【本研究の動機・目的】

私たちは、フェアプレーやスポーツマンシップという言葉をよく耳にする。しかし、前者については、正々堂々と勝負をする、故意に反則をしない、後者については、スポーツを行う人間として持つべきフェアな精神といったように漠然とした感じでしか理解されていないのが現実であるように思える。実際に、私自身も高校時代の空手の大会において、選手宣誓を任され、「スポーツマンシップにのっとり…」という言葉を使ったが、その意味をしっかりと理解しておらず、形式的に用いただけであった。私のように、言葉の意味は何となく理解できているが、その必要性やそれがもたらす効果を理解できていない者は多いのではないだろうか。むしろ、フェアプレーを行うことで得られる効果があるということなど、ほとんどの者が知らないのではないだろうか。

私は保健体育科の教員を目指しているが、それに加えて、部活動の顧問としても生徒たちを指導していきたいと考えている。そこで、授業ではフェアなプレーを主張し、部活動では勝つためのアンフェアなプレーを主張するといったダブルスタンダードな教育を行うのではなく、一貫性を持った指導ができるようになりたいと考えている。

そのためにはフェアプレーそのものの概念やそれらの必要性などを、私自身がしっかりと理解しなければならない。そうでなければ、私も結局は目先の勝利に目が眩み、ダブルスタンダードな指導を行う結果になってしまうという予測がついてしまう。

本研究の最終的な目的は、フェアプレー教育が必要であるということを根拠あるものにし、今後のフェアプレー教育の在り方を提案することである。

【研究の方法】

本研究は、既存の参考文献、資料および雑誌や関連ホームページを参考・引用して行う文献研究である。

【各章の概要】

・第一章

フェアプレー教育についての研究に入る前に、まずは、さまざまな文献からフェアプレーの概念について考える。しかし、この概念については、人・地域などによっても違

いがあり、確固とした解釈を示すことは不可能である。

また、現代社会においてフェアプレーを推進する事例として、FIFAのフェアプレーキャンペーンを取り扱う。

・第二章

日本におけるフェアプレー教育の事例として、JFAの行っている事業について考察を行う。

JFAは、U-12世代の試合において“グリーンカード制度”を採用している。これは、良い行動をした子どもたちにポジティブなフィードバックを行っていこうという制度である。

また2007年より、都内4区とさいたま市で“JFAこころのプロジェクト”という事業を展開する。サッカーを通じて、フェアプレー精神や問題解決能力を養い、児童の心を育てることが狙いである。

・第三章

日本の学校体育で実際に行われた、フェアを考えさせる授業実践について考察を行う。

リレー走におけるグルーピングには、“フェア”や“平等性”について考えるための素材が潜んでいる。また、サッカーというスポーツ文化の成立の条件や発展の歴史には、人間が互いの違いを超えて楽しくゲームをプレーするための知恵が、ルールを中心に刻み込まれており、それはフェアプレーの精神という形で今日に伝承されている。

・第四章

世界で行われているフェアプレー教育について考察を行う。

カナダのフェアプレー教育では、フェアプレー同意書での契約、顕彰制度、フェアプレーに関わる事象を課題学習とする方法などが行われている。

シーデントップのスポーツ教育の実践モデルでは、道徳的価値やフェアプレーが中核的な位置を占め、フェアプレーや公平な競技の価値は、具体的にしかも情熱をもって指導する必要があるとしている。

・結章

まずは、フェアプレー教育に関する日本と世界の事例を比較し、本研究のまとめを行う。

そして、それを元に、私の将来における教師生活に、本研究を役立てることができるよう、今後のフェアプレー教育の在り方についての提案を行っていく。